

# 2019年 JMRC 神奈川 ダートトライアルシリーズ第3戦 〈JAF 公認クローズド競技〉 特別規則書

開催日：令和元年6月16日  
会場：ふじてんスノーリゾート特設コース

GTS-ANZAI & 横浜国大自動車部 共催

## 公示

本競技会は日本自動車連盟（JAF）公認の下、FIA 国際モータースポーツ競技規則ならびにそれに準拠した JAF 国内競技規則に従い、JMRC 神奈川ダートトライアルシリーズ共通規則書（以後共通規則書）および本特別規則書により開催される。

- |            |  |       |      |
|------------|--|-------|------|
| 1) 大会名称    | 2019JMRC 神奈川ダートトライアルシリーズ第3戦              |       |      |
| 2) 競技種目・格式 | スピード行事第二種（ダートトライアル）JAF 公認クローズド           |       |      |
| 3) 開催日     | 2019年6月16日(日) 雨天決行                       |       |      |
| 4) 開催場所    | 山梨県都留郡鳴沢村字富士山 8545-1<br>ふじてんスノーリゾート特設コース |       |      |
| 5) 主催者名    | GTS-ANZAI、横浜国立大学自動車部                     |       |      |
| 6) 大会組織    |  |       |      |
| 大会会長       | 松井利親                                     | 審査委員長 | 渋谷知弘 |
| 競技委員長      | 長谷川亜美                                    | 計時委員長 | 濱野裕生 |
| コース委員長     | 熊田裕介                                     | 車検委員長 | 宮下魁人 |
| 事務局長       | 西川海                                      | 救急委員長 | 新田遥己 |

7) 参加車両・クラス区分・参加資格  
共通規則書第2章、及び3章に準ずる。

8) 申し込み方法

1 郵送の場合

参加申込書に必要事項を記入し、署名捺印の上参加料を添えて下記の住所まで、現金書留にて郵送。

2 振込みの場合

下記の口座に参加料を振り込み、申込書は郵送か E-mail で下記まで送ること。（E-mail の場合は、当日ハンコを持参すること）

〒250-0875 神奈川県小田原市南鴨宮 3-23-33

西川 海

Tel : 080-6577-5660

E-mail : zcofeany327@gmail.com

振込先 横浜銀行和田町支店 支店番号 334

口座番号 1226787 横浜国立大学体育会自動車部

※事前エントリーの場合、2019年6月12日（水）必着。または大会直前の部会に直接持参。それ以降は当日エントリー扱いとする。また、振り込みの場合は、主催側の振り込みの確認を以て参加受理となるので、必ず受理の確認をすること。ただし、受理以降の参加料の返還は行わない。

9) 参加料、受理及び参加拒否

1 参加料

※同日程で【天神山カップシリーズ】を開催致します。参加料 11,000 円

事前エントリー 一般 11,000 円

22歳以下または学生 8,000 円(学生証又は年齢確認書類を提示のこと)

当日エントリー 一律 13,000 円

※当日エントリーでスポーツ安全保険未加入の参加者は参加料に 2,000 円を追加して申し込むこと。ただしこの場合当日のみ有効。（共通規則書第5章第5条及び第6条参照）

2 受理及び参加拒否

申込み時点において受理扱いとし、受理書の送付は行わない。その他は、共通規則書第5章に準ずる。また、主催者側による参加拒否についても共通規則書第5章に準ずる。

10) タイムスケジュール

開場 7:00

受付 7:30~8:30 (当日参加は8:00迄)

コースオープン 8:00~8:50

ドライバースプリーフィング 8:50~

競技開始 9:00 (主催者の指示により変更の場合有)

11) 競技

走行本数は2本とする。その他は、共通規則書第10章に準ずる。またコースに関しては当日のプリーフィングで発表する。シリーズポイントに関しては共通規則書第17章、第18章に準ずる。

12) 付則

本規則書に記載されていない競技の細則は、国内競技規則、国際スポーツ法典ならびに JMRC 神奈川ダートトライアル共通特別規則書に準ずる。

13) 本規則の解釈及び違反

1 本規則書及び競技に関する諸規則の解釈に疑義が発生した場合は、競技会審査委員会の決定を最終とする。

2 本規則書に関する違反に対する罰則は競技会審査委員会が決定する。